# 「(仮称) 篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託」 仕様書

本仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。

提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自 の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。

本仕様書は、優先交渉者特定後、企画提案内容等に応じて内容を変更できることとする。

# 1 業務目的

(仮称) 篠原地区公園は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む 2.5 へクタールの敷地を都市公園(地区公園)として整備するものであり、本業務では設計基礎調査及びサウンディング調査を実施する。

本市では、令和3年度、市民ワークショップ等により公園整備に係る市民合意形成を図る中で(仮称)篠原地区公園整備基本計画を策定し、本公園の基本コンセプトを「次世代へつなぐ創造の森」と定めている。

本業務では、昨年度の業務成果に基づき、子育てや学びの場となる複合的な機能を有する施設を核に、防災面にも配慮し、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた、誰からも愛される公園のイメージを具体化するため、基本ゾーニング及び空間コンセプト等について取りまとめる設計基礎調査を行い、今後実施する設計業務の基礎資料とする。

一方、公共施設の維持管理においては、サービスの向上並びに経費の縮減が求められるものであり、これまでの市民参加による公園整備の取り組みを加速化し、民間ノウハウの活用や地域住民との協働など、公民連携による整備運営手法について検討するサウンディング調査を行う。

本業務は、公園及び付帯施設等の設計基礎調査とサウンディング調査を並行して行い、公園施設の機能向上並びに整備運営手法について一体的に検討することを目的とするものである。

## 2 業務対象地

都市公園 篠原地区公園計画区域(山梨県甲斐市篠原地内) 別紙「事業位置図」参照

# 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年1月31日 (火) まで

ただし、次に掲げる業務成果は令和4年12月9日(金)までに提出すること。なお、支払は全ての業務成果納品後とする。

- ア 平面計画図 (公園部、建築物)
- イ 断面計画図 (建築物)
- ウ イメージパース
- エ サウンディング支援業務成果の一部 (実施可能な業務範囲の検討)

# 4 公園整備に係る基本設定

(1) 基本コンセプト

「次世代へつなぐ創造の森」 (仮称)篠原地区公園整備基本計画 参照

#### (2) 基本項目

- ① 既存樹木(約2000本)をできる限り活用した公園整備を検討する。
- ② 子どもが「遊び」「学ぶ」など、体験要素を取り入れ、遊具等の導入を検討する。
- ③ 子育て支援に資する機能を有した施設の整備に向け、設備機能について検討する。
- ④ 建築物の ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化など、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた公園づくりに取り組む。
- ⑤ 幅広い年代の地域交流拠点として、誰もが利用しやすいよう配慮した整備を検討する。
- ⑥ その他、現段階で想定される整備概要については、参考資料(配置イメージ(案) 及び付帯施設における想定整備概要(案))に示す。

## 4 業務委託内容

業務内容は、下記の項目のとおりとする。

- (1) 設計基礎調査業務(公園部・建築物)
  - ① 与条件整理等

昨年度成果(整備基本計画)及び、市へのヒアリング等を踏まえた基本プランの考え方を確認し、実現に向けた課題を整理するとともに、導入機能について検討する。

都市計画法における条件等、必要な範囲で建築等に関する法令及び条例上の 制約条件等について整理する。

② 基本ゾーニングの検討

上記で整理した条件等に基づき、計画敷地におけるゾーニング・動線計画を行う。ゾーニングプランは複数案作成して比較検討を行い、最終案を決定する。

③ 空間活用コンセプトの検討等

条件に基づき、建築物の空間構成を検討する。また、ZEB 化に取り組むための可能性検討として事例等の調査を行い整理する。

④ 図面作成

基本ゾーニングに基づき、具体的な施設、園路広場、植栽等を配置した平面 計画図(土地利用計画)を作成する。

空間活用コンセプトに基づき、平面計画図及び断面計画図を作成する。

⑤ 概算事業費の算出

類似事例及びヒアリングを参考に以下の項目について概算事業費を検討する。

ア 整備に係る事業費

イ 維持管理に係る事業費

# (2) サウンディング支援業務

- ① 民間事業者、市民団体等への公募型サウンディング実施及び支援
- ② 施設機能の検証・整理
- ③ マネジメント手法の検討(Prak-PFI 等の民間活力導入等)

## 5 業務成果

業務成果については、上記業務内容の各項目を、下記の内容を含む一式の成果品として納品することとする。

- (1) 計画説明書(公園部·建築物)
- (2) 平面計画図(公園部、建築物)
- (3) 断面計画図 (建築物)
- (4) イメージパース 3 点 (公園 1 点、建築物 2 点)
- (5) サウンディング支援業務実施報告
- (6) 概算事業費等の検討結果

### 6 その他

- (1)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、本市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本業務の成果品は、本市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本委託業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。

別紙:事業位置図

